

災害復旧における農地傾斜角度等に関する意見書

本年 8 月 30 日から 9 月 4 日にかけて襲来した台風 12 号により、和歌山県は記録的な豪雨に見舞われ大規模な山腹崩壊や河川の氾濫により、9 月 25 日現在で死者 47 名、行方不明者 8 名、家屋の全壊 185 棟、半壊 79 棟など、甚大な被害が発生した。

農村地帯でも、水田及び果樹園の冠水被害の他、土砂崩れ、農地崩壊等、農地並びに農業施設に甚大な被害が発生し、地域経済に大きな影響を及ぼしている。

平成 21 年 7 月 7 日には、田辺市、みなべ町を中心とした局地的集中豪雨においても、急傾斜農地の崩壊が多数発生し、大きな課題となったが、今回の台風でも急傾斜農地に同様の被害が発生している。

農地の災害復旧については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」により規定され、同政令により、耕作面の傾斜が 20 度を超える農地が被災した場合、復旧事業の経済効果が小さいものとして、事業対象農地から適用除外されているため、現実には県内における 20 度を超える被災農地は国の支援を利用できない状況にある。

本県の基幹作物である梅は急傾斜農地であっても生育が容易であり、漬け梅等加工を前提とした場合、落下梅をネットで収穫するなど、農地に傾斜があることを有効に活用した合理的な農業が営まれている。

については、本県農業を支えている「20 度を超える農地」の復旧についても、果樹王国たる本県農業の特性、地域の実情に鑑み、地域農業に即した政令の運用を検討されるとともに、農地災害復旧事業の対象とされるよう要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 9 月 28 日

様

和歌山県議会議長 新島 雄

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

農林水産大臣

水産庁長官